

第44号議案

令和5年度群馬県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	発 電 所 数	年間目標供給量	年間電力料金
水 力 発 電	33 か所	702, 125, 000kWh	8, 625, 453 千円
汽 力 発 電	1 か所	33, 971, 000kWh	987, 960 千円
太 陽 光 発 電	3 か所	4, 165, 000kWh	167, 473 千円
合 計	37 か所	740, 261, 000kWh	9, 780, 886 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 霧積発電所建設事業

168, 443 千円 (最大出力 372kW、総事業費 735, 900 千円)

ロ 川場薄根発電所建設事業

61, 485 千円 (最大出力 198kW、総事業費 753, 800 千円)

ハ 四万発電所リニューアル事業

2, 444, 909 千円 (最大出力 4, 990kW、総事業費 6, 500, 000 千円)

ニ 白沢発電所リニューアル事業

1, 963, 376 千円 (最大出力 26, 600kW、総事業費 14, 600, 000 千円)

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

44, 627 千円 (最大出力 7, 800kW、総事業費 5, 500, 000 千円)

ヘ 既設発電所の設備改良事業

2, 698, 876 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電 気 事 業 収 益	9,896,618千円
第1項 営 業 収 益	9,797,700千円
第2項 財 務 収 益	2,313千円
第3項 営 業 外 収 益	96,605千円

支 出	
第1款 電 気 事 業 費 用	7,999,359千円
第1項 営 業 費 用	7,651,075千円
第2項 財 務 費 用	5,766千円
第3項 営 業 外 費 用	96,847千円
第4項 特 別 損 失	145,671千円
第5項 予 備 費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,604,504千円は、企業債等償還積立金74,670千円、建設改良積立金1,283,970千円、別途積立金1,225,000千円、過年度分損益勘定留保資金7,335,350千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額685,514千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 電 気 事 業 資 本 的 収 入	321,745千円
第1項 長 期 貸 付 金 償 還 金	320,345千円
第2項 雑 収 入	1,400千円
支 出	
第1款 電 気 事 業 資 本 的 支 出	10,926,249千円
第1項 建 設 改 良 費	7,832,979千円
第2項 企 業 債 償 還 金	74,670千円
第3項 出 資 金 及 び 貸 付 金	1,692,200千円
第4項 利 益 剰 余 金 繰 出 金	1,225,000千円

第5項 国庫補助金返還金 1,400千円

第6項 予備費 100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
川場薄根発電所 電力需給契約	令和6年度から 令和8年度まで	12,000
四万発電所リニューアル事業 (建屋建築工事外)請負契約	令和6年度	352,000
四万発電所取水口 堰堤改修外工事請負契約	令和6年度	116,000
白沢発電所リニューアル事業 (水圧鉄管更新工事外)請負契約	令和6年度から 令和9年度まで	5,953,000
相俣発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	548,790
相俣第二発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	40,920
桃野発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	372,570
中之条発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度から 令和8年度まで	932,449
田沢発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度	56,100
黒坂石ダム改造 実施設計委託契約	令和6年度から 令和7年度まで	77,000
高浜発電所監視制御・保守 業務委託契約	令和6年度	91,410
矢倉発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度	89,232
日向見発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	347,998
鬼石発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度	54,270
小出発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度	47,520
沢入発電所設備改良 事業請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	825,704
高津戸ダム設備改良 事業請負契約	令和6年度	29,700
発電所修繕工事請負契約	令和6年度	100,000
群馬県企業局CADシステム 保守・運用業務委託契約	令和6年度から 令和9年度まで	3,200

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,495,292千円

(2) 交際費 258千円

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山本 一 太

第45号議案

令和5年度群馬県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	給水事業所数	年間協定給水量	年間給水料金
渋川工業用水道	8事業所	41,471,300 m ³	618,455 千円
東毛工業用水道	98事業所	31,061,387 m ³	1,141,064 千円
合 計	106事業所	72,532,687 m ³	1,759,519 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

587,936 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 2,067,572千円

第1項 営 業 収 益 1,759,519千円

第2項 営 業 外 収 益 308,053千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 2,157,030千円

第1項 営 業 費 用 1,965,359千円

第2項 営 業 外 費 用 171,671千円

第3項 予 備 費 20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額719,523千円は、企業債等償還積立金658,085千円、当年度分損益勘定留保資金6,584千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,854千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	640,288千円
第1項 他会計からの長期借入金	635,000千円
第2項 雑 収 入	5,288千円
支 出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	1,359,811千円
第1項 建設改良費	650,136千円
第2項 企業債償還金	506,576千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	151,509千円
第4項 国庫補助金返還金	1,590千円
第5項 予 備 費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
渋川工業用水道増圧ポンプ場監視制御設備点検工事請負契約	令和6年度	4,752
渋川工業用水道一部保守管理業務委託契約	令和6年度から令和9年度まで	242,813
東毛工業用水道東ルート増圧ポンプ操作盤修繕工事請負契約	令和6年度	4,752
東毛工業用水道一部保守管理業務委託契約	令和6年度から令和9年度まで	232,507
渋川工業用水道配水管路強靱化基本設計委託契約	令和6年度	42,350
東毛工業用水道新取水樋管地形測量委託契約	令和6年度	2,310
東毛工業用水道新取水樋管地質調査委託契約	令和6年度	4,270

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
東 毛 工 業 用 水 道 新取水樋管詳細設計委託契約	令 和 6 年 度	19,600
東 毛 工 業 用 水 道 新取水樋管外検討委託契約	令 和 6 年 度	17,710
群馬県企業局C A Dシステム 保守・運用業務委託契約	令和6年度から 令和9年度まで	320

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 245,041千円

(2) 交 際 費 102千円

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第46号議案

令和5年度群馬県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	給 水 区 域	年間協定給水量	年間給水料金
群 馬 県 水 道	5市2町1村	65,880,732m ³	4,294,154千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 県央第一水道建設事業（1系浄水処理施設）

1,366,684千円（総事業費 4,259,000千円）

ロ 既設水道施設の設備改良事業

395,710千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	4,666,221千円
第1項 営 業 収 益	4,396,122千円
第2項 営 業 外 収 益	263,356千円
第3項 特 別 利 益	6,743千円
支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	4,401,961千円
第1項 営 業 費 用	4,044,711千円
第2項 営 業 外 費 用	250,450千円
第3項 特 別 損 失	6,800千円
第4項 予 備 費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,892,464千円は、企業債等償還積立金400,781千円、建設改良積立金63,356千円、過年度分損益勘定留保資金2,260,523千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額167,804千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	19,701千円
第1項 雑 収 入	19,701千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	2,912,165千円
第1項 建設改良費	1,878,830千円
第2項 企業債償還金	923,435千円
第3項 国庫補助金返還金	9,900千円
第4項 予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県央第一水道事務所 一部保守管理業務委託契約	令和6年度から 令和9年度まで	252,669
県央第一水道事務所 1系浄水処理施設更新工事請負契約	令和6年度から 令和8年度まで	2,793,241
県央第二水道事務所 一部保守管理業務委託契約	令和6年度から 令和9年度まで	252,669
県央第二水道事務所 1号汚泥供給ポンプ分解点検工事請負契約	令和6年度	4,375
県央第二水道事務所 1号脱水機分解点検工事請負契約	令和6年度	29,257
県央第二水道事務所 3号送水ポンプ可変速制御装置修繕工事請負契約	令和6年度	21,311
県央第二水道事務所 監視制御設備改造工事請負契約	令和6年度	19,800
県央第二水道事務所管理棟 予備発電機直流電源装置更新外工事請負契約	令和6年度	32,419
県央第二水道事務所 取水口UPS更新外工事請負契約	令和6年度	13,609

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県央第二水道事務所富士見中継ポンプ場 受変設備直流電源装置更新外工事請負契約	令和 6 年 度	24,340
県 央 第 二 水 道 事 務 所 油分計設置外工事請負契約	令和 6 年 度	14,916
群馬県企業局CADシステム 保守・運用業務委託契約	令和 6 年 度 から 令和 9 年 度 まで	640

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 483,150千円

(2) 交 際 費 173千円

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第47号議案

令和5年度群馬県団地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県団地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 分譲

区 分	分 譲 面 積	分 譲 収 益
イ 産 業 団 地 分 譲	316,847 m ²	5,154,181 千円
長 野 原 向 原 団 地	6,894 m ²	
高崎玉村スマートIC北地区工業団地	14,953 m ²	
明 和 東 部 工 業 団 地	156,000 m ²	
千 代 田 第 三 工 業 団 地	139,000 m ²	
ロ 住 宅 団 地 等 分 譲	43,945 m ²	996,039 千円
三 原 田 住 宅 団 地	(1 区画) 288 m ²	
城 の 岡 住 宅 団 地	(2 区画) 577 m ²	
ふれあいタウンちよだ (住宅用地)	(8 区画) 2,134 m ²	
(商業用地)	(1 区画) 1,323 m ²	
板倉ニュータウン (住宅用地)	(12 区画) 3,035 m ²	
(商業用地)	(1 区画) 361 m ²	
(業務用地)	(1 区画) 36,227 m ²	

(2) 主要な建設改良事業

区 分	土 地 造 成 費	造 成 面 積
イ 産 業 団 地 造 成	4,109,000 千円	94.5ha
高崎玉村スマートＩＣ北地区工業団地	198,000 千円	19.6ha
千代田第三工業団地	781,000 千円	18.2ha
明和東部工業団地	277,000 千円	18.6ha
館林北部第四工業団地	1,584,000 千円	19.3ha
G 地 区 (中 毛)	1,269,000 千円	18.8ha
ロ 住 宅 団 地 等 造 成	133,200 千円	1.4ha
板倉ニュータウン(住宅用地)	133,200 千円	1.4ha

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 団地造成事業収益	6,207,116千円
第1項 営 業 収 益	6,205,650千円
第2項 営 業 外 収 益	1,466千円

支 出

第1款 団地造成事業費用	5,623,109千円
第1項 営 業 費 用	5,584,746千円
第2項 営 業 外 費 用	3,363千円
第3項 予 備 費	35,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,103,233千円は、企業債等償還積立金15,000千円及び過年度分損益勘定留保資金5,088,233千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 団地造成事業資本的収入	3,277千円
第1項 雑 収 入	3,277千円

支 出

第1款 団地造成事業資本的支出	5,106,510千円
第1項 土地造成費	4,598,886千円
第2項 開発調査費	271,000千円
第3項 業務設備整備費	121,623千円
第4項 企業債償還金	15,001千円
第5項 予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
G 地 区 (中 毛) 造 成 工 事 請 負 契 約	令 和 6 年 度 から 令 和 7 年 度 ま で	1,565,000
板倉ニュータウン⑦地区 造 成 工 事 請 負 契 約	令 和 6 年 度	107,000
群馬県企業局CADシステム 保 守 ・ 運 用 業 務 委 託 契 約	令 和 6 年 度 から 令 和 9 年 度 ま で	320

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 295,927千円

(2) 交 際 費 130千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地 G 地 区 (中 毛)	188,000 m ²

種	類	名	称	数	量	処分の態様
2 処分する資産	土 地	明	和 東 部 工 業 団 地	156, 000	m ²	売払い
	土 地	千	代 田 第 三 工 業 団 地	139, 000	m ²	同
	土 地	板	倉ニュータウン（業務用地）	36, 227	m ²	同

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第48号議案

令和5年度群馬県施設管理事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 賃貸等

区 分	賃 貸 収 益 等	事 業 規 模 等
イ 格納庫賃貸収益	45,768 千円	賃貸棟数 3 棟
ロ ビル賃貸収益	138,360 千円	賃貸面積 4,180 m ²
ハ ゴルフ場使用収益	679,800 千円	施設数 4 施設 年間利用者数 180,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 格納庫事業収益	45,798千円
第1項 営業収益	45,798千円
第2款 賃貸ビル事業収益	159,747千円
第1項 営業収益	157,571千円
第2項 営業外収益	2,176千円
第3款 ゴルフ場事業収益	680,010千円
第1項 営業収益	679,800千円
第2項 営業外収益	210千円

支 出

第1款 格納庫事業費用	16,877千円
第1項 営業費用	16,877千円

第2款 賃貸ビル事業費用	277,775千円
第1項 営業費用	276,710千円
第2項 営業外費用	65千円
第3項 予備費	1,000千円
第3款 ゴルフ場事業費用	514,246千円
第1項 営業費用	436,288千円
第2項 営業外費用	67,958千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額286,449千円は、当年度分損益勘定留保資金274,922千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,527千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 賃貸ビル事業資本的収入	57,200千円
第1項 他会計からの長期借入金	57,200千円

支 出

第1款 格納庫事業資本的支出	3,000千円
第1項 予備費	3,000千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	66,900千円
第1項 建設改良費	57,600千円
第2項 他会計からの長期借入金償還金	4,300千円
第3項 予備費	5,000千円
第3款 ゴルフ場事業資本的支出	273,749千円
第1項 建設改良費	99,207千円
第2項 他会計からの長期借入金償還金	164,542千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
群馬県公社総合ビル 冷温水2次ポンプ用インバーター 更新工事請負契約	令和6年度	3,300
群馬県企業局CADシステム 保守・運用業務委託契約	令和6年度から 令和9年度まで	160

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 69,902千円

(2) 交 際 費 85千円

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太